



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 エルミック・ウェスコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋内 敏博
(コード番号: 4770 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理担当 安藤 貴三男
電話番号 045 - 624 - 8666

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、株式会社図研 SoC 事業部を承継することに伴い商号変更することを決定するとともに、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に「商号変更に伴う定款一部変更の件」および「株券電子化に伴う定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社と株式会社図研とは、平成 21 年 4 月 20 日開催のそれぞれの取締役会において、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、株式会社図研の SoC 事業部を会社分割により、当社が承継することを決定し、吸収分割契約書を締結いたしました。

当社は、会社分割による承継会社として効力発生日である平成 21 年 6 月 1 日付をもって、株式会社図研の SoC 事業部を承継することに伴い、これを期に当社商号を変更するものであります。

(2) 新商号(英文表記)

新商号 : 図研エルミック株式会社

英文表記: ZUKEN ELMIC, INC.

(3) 変更日

平成 21 年 7 月 1 日

2. 定款の一部変更

A. 商号変更に伴う定款一部変更

(1) 変更の理由

当社と株式会社図研とは、平成 21 年 4 月 20 日開催のそれぞれの取締役会において、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、株式会社図研の SoC 事業部を会社分割により、当社が承継することを決定し、吸収分割契約書を締結いたしました。当社は会社分割による承継会社として効力発生日である平成 21 年 6 月 1 日付をもって、株式会社図研の SoC 事業部を承継いたします。

これに伴い、平成 21 年 7 月 1 日から新商号「図研エルミック株式会社」に変更すべく、定款第 1 条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>エルミック・ウェスコム株式会社</u> と称し、英文では <u>ELMIC WESCOM, INC.</u> と称する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>図研エルミック株式会社</u> と称し、英文では <u>ZUKEN ELMIC, INC.</u> と称する。
(新設)	附則 第3条 <u>第1条は、平成21年7月1日に効力を発生する。</u> 第4条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって前条及び本条を削るものとする。</u>

(3) 日程

定時株主総会開催予定日 : 平成21年6月24日

定款変更の効力発生予定日 : 平成21年7月1日

B. 株券電子化に伴う定款一部変更

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除ならびに条数の繰上げ等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、これを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(単元株式数) 第7条 (現行どおり) (削除)
(株式取扱規則) 第9条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、 <u>法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第8条 当社の株式に関する取扱いは、 <u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

(3) 日程

定時株主総会開催予定日 : 平成21年6月24日

定款変更の効力発生予定日 : 平成21年6月24日

以 上